

令和2年度 第1回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年6月5日（金） 午後1時15分～2時45分
会 場 WEB会議により実施
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、
竹内委員、武田委員、中村委員、三上委員、渡辺委員
欠席委員 なし

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) WEB会議開催にあたっての会議進行ルール確認事項について
- (2) 令和2年度男女平等推進審議会の審議予定について
- (3) 性の多様性と同性パートナーシップ制度について
講師 埼玉大学基盤教育研究センター 准教授 渡辺大輔委員
- (4) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に向けて及び
武蔵野市多様性尊重に関する庁内研究会研究報告について
- (5) その他

■議題（1）WEB会議開催にあたっての会議進行ルール確認事項について

【会長】 今回の会議は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、WEB会議での開催になった。今年度は、男女平等推進計画の進捗状況評価に加えて、パートナーシップ制度について審議するということが市長より諮問されており、会議を重ねて、議論を深めていきたい。では、議題（1）WEB会議開催にあたっての会議進行ルール確認事項について、事務局より説明をお願いします。

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 ここまでの説明について、何か質問はあるか。なければ次の議題の説明を事務局よりお願いします。

■議題（2）令和2年度男女平等推進審議会の審議予定について

・資料2に基づき事務局より説明

【会長】 何か意見、質問はあるか。よろしいか。では、今後の状況も鑑みながら、基本的にこのスケジュールで行いたい。

■議題（3）性の多様性と同性パートナーシップ制度について

【会長】 では、議題3、性の多様性と同性パートナーシップ制度について、渡辺大輔委員から、講話いただきたい。

【委員】 これから、パワーポイントのデータを画面上で共有する。これに沿って、基礎的なところを押さえるということで今日はお話したい。何かあれば、後ほど質問を受け付けるので、お願いします。

はじめに性の多様性について、どういう軸が重要になってくるかというのと、この5つの軸を見ていくことが重要になってくる。

まず、性自認である。ジェンダーアイデンティティと言うが、自分自身の性別は何かと聞かれたときに、ぱっと頭に浮かんだものである。これを性自認と言ったりするが、この性自認を「私」の性別として一番土台に来るものとして考えてほしい。今までは、体の性別を土台に考えてきたことが多いと思うが、性自認を土台にして考えると、様々なことがクリアに見えてくる。私たちは性自認とは別に、体の性別も持っている、というふうに考えてほしい。

2番目として、身体の性別があり、男性型、女性型と大きく分かれる。男性型にも様々な形があり、女性型にも様々な形があるので、多様性はそこにもあるのだが、社会では大きく二つに分けている。

3番目が性的指向である。セクシュアルオリエンテーションと言うが、これは好きになる性別の方向性で、性的な欲望が向かう方向、恋愛感情が向かう方向性のことを言う。こちらも様々な性別に向かう。

4番目として性表現がある。この社会の中で男らしさとか、女らしさとか、そのように見られるもののことである。私たちは、日々いろいろな行動を取っているなかで、社会の中では、それは男っぽいよね、又は女っぽいよね、みたいな感じで言われることがあると思う。もちろん、それにくくられない形でいろいろな振る舞いを私たちはしているが、自分は男なので男の格好をしよう、自分は女なので女の格好をしようといった、いろいろ性別に関わる表現もしているかと思う。英語では、ジェンダーエク

スプレッションと言ったりする。

最後に、5番目が制度的性別である。日本の場合、戸籍に続柄欄、私の場合は「長男」と書かれているが、そこに性別が入っている。日本の場合は、「○女」と書かれるか「○男」と書かれるかの二分法である。トランスジェンダーの中の性同一性障害の方は、幾つかの条件をクリアすれば戸籍の性別を変えることができる。そういう法律があるからだが、いずれにしろ、「女」か「男」の二分法になっている。大体2番目の体の性別に沿ってこの戸籍の性別もつけられているが、その後、条件をクリアすれば性自認に合わせて変えることができるようになっている。

この5つの側面で見えていくことがすごく重要になってくる。皆さん自身も、この5つの側面を様々な形で持っているのだと思う。ということは、この性の多様性の話というのは、ごく一部の“あの人たち”の話ではなく、私たちみんなの話だということも押さえていただきたい。

その下に、S O G I Eとある。「ソジイー」、「ソジー」、「ソギイー」、または「ソギー」といろいろな発音の仕方があるが、これは何かというと、S Oがセクシュアルオリエンテーションの頭文字。つまり、性的指向である。G Iがジェンダーアイデンティティの頭文字。つまり、自分の心の性、感じる性、体験する性、“私”の性別である。Eというのは、エクスプレッション、表現の意味である。最近、国際的にもこのS O G I Eという言葉がよく使われるようになっている。この性的指向、性自認、性表現の多様性を私たちは尊重しましょう、という話になっている。

さて、性自認、体の性、それから性的指向の3つをピックアップして図にすると、このような樹形図になる。皆さん自身がどこに当てはまるかというのをちょっと探してみていただきたい。多分、多くの方は左下、「私の性別は女性です。身体の性別は、たまたま女性の身体で生まれました。たまたま男性が好きです」という女性のシスジェンダーで異性愛という方、下から4番目である。もしくは左上のほう、「私は男性です。たまたま身体も男性型で生まれました。たまたま女性が好きです」という男性のシスジェンダーで異性愛、上から2番目、この2つのタイプが皆さんの中でも多いと思う。もちろんそれ以外の方も、ここに当てはまらないという方もいると思う。こういう図にしてしまうと、現実の多様性はすごく簡略化されてしまい、ここに当てはまらない方も当然出てくるので、これが全てではないが、この3つの軸だけを考えても、人間の性の在り方は24通りの組合せが考えられるとすることができる。しかもこの

中で、例えば自分の性別、性自認と身体の性別が一致しないという場合に、トランスジェンダーと言ったりする。疾病名でいうと、今のところまだ性同一性障害という言葉があるが、トランスジェンダーである。それとは別に、自分の性自認と性的指向、相手の好きになる性別が一緒の場合には、同性愛と言ったりする。

最近よくLGBTとか、少しずつだが、LGBTQ+というような表現も見られるようになってきている。これは何かというと、Lというのはレズビアン、Gというのはゲイ、Bがバイセクシュアル、Tがトランスジェンダー、Qがクエスチョニング、+というのはそれ以外にもいろいろあるよというような、その頭文字を並べたもので、性的少数者、性的マイノリティの一部を表現するものである。

樹形図にお戻りいただきたい。左から「私は女性です。たまたま女性が好きです」という場合、同性愛の中でもレズビアンと言ったりする。下から3番目である。「私は男性です。身体も男性です。たまたま男性が好きです」という一番上の場合は、同性愛の中でもゲイと言ったりする。そのようになっている。

つまり、トランスジェンダーと同性愛というのは全く別の概念ということである。自分の性別と体の性別がどうもしっくりこないというときに、トランスジェンダーという言葉を使う。同性愛というのは、自分の心の性別と相手の性別の話なので、体の性別は全く関係ない。そうしたことから、トランスジェンダーと同性愛というのは全く別の概念だということも押さえおいてほしい。支援の仕方が全然違ってくる。

さらに、「・」の3つ目、多数派は「普通」とか「自然」という名前ではないということだ。自分の性別と体の性別が一致している場合は「シスジェンダー」という名前があり、自分の性別と好きになる性別が異なる場合は「異性愛」という名前がある。このことから、この会議では今後も、多数派のことを「普通」とか「自然」とかという名前ではなく、「シスジェンダー」、「異性愛」という名前で呼ぶと、ほかのセクシュアリティと対等、平等に位置づけることができるかと思う。

多様性を語るときは、近年ずっとLGBTとかLGBTQ+というマイノリティを指す言葉がよく使われていたが、こうすると、いつもマイノリティばかりが説明されることになる。多数派は普通で説明しなくてもいいけれども、マイノリティは説明しなくてはならないというような構図になってしまう。でも、先ほど申しあげたように、今、「SOGIE」、この性的指向・性自認・性表現といった私たちの性の在り方を見る物差しで語っていこうということである。この物差しで語れば、私たちみんなの多

様性を語れる。“あの人たちマイノリティ”の話ではなくて、私たちみんなの多様性を話すよということで、この「SOGIE」という概念、物差しがすごく重要になってくる。ここまでが多様性の大前提である。

「特権をもつ多数派」というちょっと挑戦的な小見出しをつけた。国の法令検索のサイトがあって、そこでいろいろな法律、どんな法律があるかというのを検索できるのだが、「配偶者」という言葉に関わる法律を検索してみたところ、皆さんの資料では607件と書いてあるが、今日検索し直したら615件に増えていた。多分、法改正があったりして、配偶者に関わる法律が8件、この2週間ぐらいで増えたということだと思われる。詳しくは延べないが、異性カップルが婚姻届を出すと、615件の法律によって相互の権利が保障され、義務や責任が発生するという特権があるわけであるが、同性カップルにはそれがないという非常に不平等な状態にある。婚姻届を出すとどんな効果があるのか、というのはあまり考えないことが多いけれども、法律だけ見てもこれだけ関わってくるということである。

東京都が「性自認及び性的指向に関する基本計画」を昨年末に定めた。これは、2018年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づいて作られた計画になっており、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることが明記されている。東京都の中にある武蔵野市も当然この条例に沿って動いていくということになるかと思う。

その中には「声を上げられない当事者に寄り添う」とか、「多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成」、「オール東京で誰もが輝ける社会を実現」というのがあるが、特に2つ目、3つ目などは、この自治体、行政がすごく関わってくるころになると思うし、特に3つ目などは、「区市町村等の様々な機関と連携・協力して取組を推進します」と書いてある。「誰もが輝ける」とあるので、取りこぼしがあってはならないということである。最近そういう言葉がよく使われるようになってきている。現代においては、セクシュアリティによって輝けない状態があるのであれば、是正していく必要があるということになる。

こうしたことから、全ての市民の権利が平等に保障される社会システムを行政がリーダーシップを取って作っていくということになるが、地方自治体による条例や要綱というのは、国によって作られた法律に介入することができない。つまり、先ほどの615件の法律には介入できない、ということではあるのだけれども、市民が安全に

安心して生活することができるようにするためには、この地方自治体、地方公共団体に何ができるかということを考えていく必要がある。そうなってくると、せめてもの同性パートナーシップの宣誓制度、宣誓承認または宣誓証明など、この制度が重要になってくるが、この同性パートナーシップ制度を作っても、さきほどの615件の法律における権利保障に介入することはできない。それでもこの、制度を作るということが、取りこぼしなく市民の誰もが輝ける社会づくりの一步になると考えられる。

資料4の3ページに、パートナーシップ制度導入自治体が今年の2月29日現在で34自治体との表があるが、再度調査したところ、5月26日現在で51自治体が増えている。「パートナーシップ導入自治体」で検索すれば出てくるが、今年度に入ったところで、一気に増えているようである。私の住んでいる、さいたま市もこの4月から開始されたところだ。

さて、その中で先行している自治体の制度について少し見ていきたい。パートナーシップ制度自体の導入はそんなに早くなかったけれども、LGBTを含む性的マイノリティに対する支援などがすごく充実していたのが横須賀市である。ホームページもとても充実していて、横須賀市で性的少数者、性的マイノリティの人がどういうサービスを受けられるかという一覧もホームページに載っている。それを見ると、このパートナーシップの証明書で利用可能になる行政サービスというのが、市営住宅の入居申込みや県営住宅の入居申込み、災害見舞金の支給、特定不妊治療に対する支援、不育治療に対する支援、それから市の職員に対してであるが、パートナーシップ休暇、結婚祝金などがある。それから、神奈川県内における、パートナーシップ宣誓制度の自治体間の相互利用についても書かれている。武蔵野市においても、東京都で条例ができていたので、都内での相互利用などが考えられると思う。また、関東の九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で、LGBTへの配慮促進に向けて、共通メッセージを作成し、啓発を実施している。そういう連携もできるといいかなと思う。相互利用ができるといい、ということの、その理由なども後でお話したい。

それから、千葉市も結構充実していて、市の職員は結婚休暇、短期介護休暇、介護休暇の取得も可能ということだ。ただし、これは育休や、介護休業など、国の法律による休業ではなく、休暇の方である。したがって、休業給付金などは出ない（自治体によって休暇でも何か給付金がある制度を作っていることはあるかもしれない）が、

千葉市は休暇として取ることができるようになっている。

引き続き、横須賀市のホームページからである。同一世帯で住民登録できますとか、同一世帯で国民健康保険にも加入できますとか、生活保護制度も同一の住居にいれば同性パートナーも含めて世帯の人として認めますとか、同性パートナーでも里親になれます、緊急搬送時の情報照会もできますとか、市立病院の手術の際の同意の取扱いも、同性パートナーに対応しますというようなことが書いてある。こうやってホームページに一覧として書いてあると、すごく市民としても安心できると思う。

ただ、この病院での同意というのは、本来は一身専属的な医療同意といって、本人の意思が最優先である。本人の意識がないときは、親族とかにも同意を取ったりするが、法律で親族以外は駄目と決められているわけではない。皆様の資料には入っていないが厚生労働省の個人情報保護委員会というのが、2017年に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」というのを出していて、そこに家族等への病状説明、同意とは違うが、病状説明に関しては、「現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり」として、親族の枠を広げている。このことから、同性パートナーもこの宣誓をしていると、病院側も「準ずる者だね」と認識しやすくなるので、病院側としても説明責任を果たしやすくなる、ということにつながっていくかと思うので、パートナーシップ宣誓制度というのが非常に重要になってくるということになる。

その下をご覧ください。「意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合」も、「本人の家族等であることを確認した上で」となっている。「等」というのがついている。この「等」というのが非常に重要な一文字になっていて、この宣誓制度でパートナーシップを宣誓しましたというカードとかが提示できれば、一方が意識不明になったり、重度の認知症であってりしても、「家族等」として、パートナーとして対応してもらえるとこの可能性が十分大きいと考える。そういうカードとかがないと、病院側も説明責任があることから、こういうガイダンスがあったとしても、対応しにくくなってしまおうということになってくる。

ここまでがパートナーシップの効果として重要なところである。すなわち、国による615件にわたるいろいろな配偶者に対するものは、効果は持てないということになっている。

今後、検討事項として、既にこの前のほうのページにも幾つか挙げられていたが、

重要となるかなというものを挙げておいた。

まず「①住所要件」である。対象となる同性カップルが両者とも武蔵野市民であるべきかどうかというところが議論になるかと思う。データはないけれども、肌感覚としては、現実的には自治体をまたいでのパートナーが非常に多いかと思う。特に東京都内だと移動もしやすいので、「隣の市の人とか、ほかの区の人と付き合っています。ただ、なかなか同居も、親とか会社とかにも説明しづらいので、御近所の目もちょっといろいろあるので、なかなか同居は進められないです」とか、「親と一緒に住んでいるので同居も難しいです」とか、そういういろいろな条件があったりするので、現実的には同居していないパートナーが非常に多いかと思う。

それから、婚姻届を提出しているわけではないので、法律上は独身になる。そうになると会社も、「家族がいなくてしょう、だったら別の地域で生活もできるよね」と転勤を命じやすくなる可能性が出てくる。なので、今は一緒に住んでいても、将来的に別々の自治体に住む可能性が、異性カップルより高くなるのではないかと推測できる。

熊本市が今年の4月からパートナーシップ制度を始めているが、「少なくともいずれか一方が市内在住、または本市に転入を予定していること」と、一方だけが在住していればいいとしている。知人の熊本県の弁護士の方に情報を聞いたところ、1年経過したが、特に今のところ問題なく制度が進められていると聞いている。

次に「②当人のセクシュアリティを限定するか」というところだが、カップルが二人とも性的マイノリティであるか、それとも一方が性的マイノリティであるかなどの条件をつけるかどうかである。性的マイノリティに限定することで、カミングアウトの強制やアウトティング（他者が本人の了解なしにその人のセクシュアリティを開示してしまうこと）につながってしまうかもしれないという危惧がある。また、当然、両者もしくは片方が性的マイノリティ、片方ということも当然あり得るし、片方がトランスジェンダーでとか、もう片方がシスジェンダーの異性愛でというようなカップルも考えられる。法律上はまだ同性だけでも、カップルなんですなどという場合もあるので、少なくとも片方は性的マイノリティと限定するところも多いのだが、この制度を使うと、「あなたは性的マイノリティなんだね」と認識されることになってしまうので、それが恐れられて申請のハードルを高くしてしまうという可能性も出てくる。

ちなみに、千葉市、横須賀市は、異性間の事実婚カップルも申請可能にしている。千葉市の状況を聞いてみたところ、今のところ問題なく、私の知人の異性間の事実婚

の方も、このパートナーシップを初日に宣誓して、新聞記事になったりしていた。

「③悪用される」というような御意見もたまに聞くが、そもそも悪用されるほどの効果がこのパートナーシップ制度にあるか。国の法律には介入できないので、生命保険とかで保険金を受け取りやすくなるということは、同性パートナーとしてあるけれども、これも婚姻制度と同じである。婚姻も、悪用されるから駄目だとはならないので、同性パートナーシップも、もちろん悪用される可能性がなくはないが、万が一そういうことが発覚したら強制解除すればいいというようなことかと思うし、そもそもそんなに大きな効果がないので、しかも「同性愛者なのか」と言われてしまうようなことも考えると、うそをついてまで申請するということはそんなにはないのではないかと思う。

それから、条例か、要綱かというものもある。条例にしているのは渋谷区が代表的で、他の多くのところは要綱かなと思うが、これもいろいろある。条例にしたほうが議会できちんと議論して可決されるので、首長がたとえ替わったとしても、制度自体がすぐになくなるということはなく、安定した制度になる。要綱の場合は、首長が替わると、もしかしたら首長の意向によって、制度をやめますということになってしまうかもしれないので、少し不安定さがある。ただ、条例にしろ、要綱にしろ、その効果はそんなに大きく変わらないと思うが、渋谷区の場合は条例なので、「パートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない」であるとか、事業所なども「対応しなければならない」と条例に書いてあるので、これに違反すると、ペナルティが出てくることになる。ただ、渋谷区のペナルティというのは、ブラックリストに載せて公表しますよ、というぐらいのペナルティなので、そんなに大きなペナルティではない。しかし、そういうペナルティがあると、事業所もやらなければいけないよね、という強制力は少し働くかなとは思っているところである。

少し戻るが、公正証書を作って、それを出してもらおうかというところだが、これも公正証書を出すところは、条例にしている渋谷区である。このことも、制度が出来上がってから、LGBTコミュニティでも非常に大きな議論になった。婚姻届は無料で出せるのに、なぜ同性というだけで数万円をかけて公正証書を出さなくてはいけないのか、とかというところがあった。ただ、これは自治体の説明責任を果たすために、出してもらったほうが安心というところはあるが、今のところ、それ以外のほとんどの地域で公正証書を出さなくても制度がスムーズに進んでいることを考えれば、私と

しては、必要ないのではないかと思っているところである。

もう一つ、昨日の裁判の判決を紹介したい。同性パートナーが殺されてしまったという事案である。遺族年金とか給付金というのが配偶者なら支給される。さらに異性間であれば、事実婚でも給付金が支給されるが、同性パートナーには支給されなかった。それに対して裁判を起こした判決が昨日、名古屋地裁で出たが、社会通念上、同性パートナーは内縁とは認められないという判決で、認められなかった。つまり、事実婚はオーケーなのに、性別が違うだけで、互いの愛情とか、パートナーシップに格差をつけられてしまったことになった。

ただし、これとは別のちょっと前の裁判で、同性パートナーが浮気した場合に慰謝料を取れるかという事案があり、浮気されてしまったほうに慰謝料を払いなさいという判決も出ている。同性パートナーも異性間のパートナーと同じなのでということだ。このように裁判所レベルでは割れたが、こういったことがあるので、せめて同性パートナーシップ制度があれば、「こういう制度で自治体にも証明されているパートナーシップなので、給付金をください。」と言える説得力を持たせることができるかもしれないというところのものである。詳しくは、「同性パートナー請求棄却」とかで検索すれば、いろいろなニュースが出てくるかと思う。

千葉市も昨年の1月から制度を作っている。千葉市は、同性間に限らないので、「同性」という言葉はつけずに「パートナーシップ宣誓制度」と言っているが、「パートナーシップ宣誓ガイドブック」を作っていて、その中に「よくある質問」として、私もずっと言ってきたが、「法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか」ということがある。太字にしているが、この制度を作ることで社会的理解が進むという、大きな力があると考えている。理解を待ってから制度を作るのではなく、行政が制度を作ることによって理解を進めるということが、非常に大きなエネルギーになる。そこで、自治体がリーダーシップをもって、先ほどの東京都の条例にもあったように、リーダーシップを取って、理解を広めていかななくてはいけないわけである。したがって、制度を作って、こういう制度が重要なんだということで、私たちの市は同性パートナーもきちんと対等に、対等とまではいかないけれども、自治体ができる限りの対等な関係とみなして対応すると発信することが、市民への理解の増進に大きくつながっていくと考えているところである。

こちらは、先ほどお見せした渋谷区であるが、渋谷区の場合は条例になっている。

これを読んでいただければ分かります。渋谷区の条例は「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」ということで、同性パートナーシップに限定したものではありません。この男女平等とか、多様性を含めたいろいろなものを含めた条例の一部であり、第11条がパートナーシップに関わるものになっている。

「おわりに」ということで、要は、性の多様性ということの軸を、物差しを使って私たちの多様性を対等、平等に見ていくということが重要なのだということと、それからパートナーシップとはどういうものか、簡単に効力について、ほかの先行自治体のことを紹介しながらお話しした。さらに、効力だけではなく、これが何に寄与するのかということから、市民の理解にも寄与するというお話させていただいた。これがもう50以上の自治体にできているので、これから作る自治体としては、それらを参考にして、よりよいものを作れるという状況にあるので、皆さんの御意見を頂きながら、市民が安心して使うことができる制度を作っていければと思っている。

以上である。

【会長】 非常に重要な点を分かりやすくお話ししてくださり、感謝したい。また、パートナーシップ制度を考えていくに当たって、その意義を明示していただいたので、今後、しっかりと議論をしていきたい。

それでは、委員の皆さんら質問等があれば、伺いたい。何かあるか。

【委員】 先ほど講師がおっしゃった、今日の朝日新聞に「同性カップル、給付金認めず」ということで載っていた。私もこの記事を読んでいて、大変なことだと思った。これは今日ちょうど会議をやる上で、重要なことが示唆されているなど思ったので、これを切り抜いて持参した。私は、選択的夫婦別姓を進めたいと思っている一人だが、その事実婚の問題や、夫婦別姓の問題にもつながるような、今日のこの新聞記事を読み、つくづく思っていたところに先生から、今のお話もあり、武蔵野市がこのように進めていくことは、いろいろな意味でとても重要だなということを感じたので、発言させていただいた。

【委員】 私の知人で千葉市在住の事実婚の方も、千葉市でパートナーシップ宣誓制度を使っている。事実婚なので、様々なところでいろいろなことを説明しなくてはいけないときに、もらったカードがあるだけでも全然ストレスが違っておっしゃっていたので、武蔵野市でもどこまで対象の人を広げるかということはすごく重要なことになるか、と思っている。

【会長】 ほかにあるか。副会長、どうぞ。

【副会長】 質問ではないが、「武蔵野市の男女平等の推進に関わる条例」について、策定に関連するものとして、紹介しておいたほうが良いと思ったので、発言させていただく。条例の中で、男女だけではない、多様な性の在り方に対する平等とか、配慮をしたほうが良いということで、今、条例はこういう形になっているということをお話ししたい。まず、性別等という概念を最初に定義しており、男女の別だけではない多様な性の在り方、それには先ほど御説明いただいた性自認や性的志向を含む、もうちょっと膨らみのある概念として捉えている。

男女平等についても、全ての人が性別等、男女の別だけではない、性別等に関わりなく、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、平等に政治的、経済的、経済は大事である、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができること、という定義がされている。

3条の基本理念でも、全ての人が、性別等に関わらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること、とといったように性別等という概念でくくっている。このように、いろいろな条項に「性別等」という文言が出ていますので、全てのことにおいて、男女だけではない性別等という方向からの平等性というのが重要だということで条例があって、取りあえずこの条例に基づいて今回の制度を御検討いただくことになっている、という御報告である。

【会長】 ほかに何かあるか。どうぞ。

【委員】 この中で「配偶者」ということで、これだけの“特権”とおっしゃっているが、615件もあるというのが、改めて何かすごいことなのだと感じている。何の気なしに「配偶者」と、もう当たり前のように使っているのだけれども、これだけの特権があって、今回コロナの請求のときもこのことが、すごく大きな問題になったと思っている。私たちDVの被害者支援をしている立場だと、このことがすごく大変だったので、改めてこのことを思った。感想というかたちだが、以上である。

【委員】 DV支援に関しても、同性パートナーだということが分かると、対応しやすくなるということもあるかと思う。同性パートナーでのDVが見過ごされやすい、というところもあるので、そういう意味でもこの効果は広く持てるかなと、今お話を

伺って感じた。感謝する。

【会長】 委員から、チャットで質問が来ている。

「自治体間相互利用が可能ということは、引っ越しても前の自治体で発行された証明書が有効になるということか。」とのことだ。

【委員】 私も調べてみないと分からないが、引っ越した場合は、その自治体のカードとか、証明書に換えるのではないかと思う。それが、相互利用ができると換えやすいとか、そういう感じではないか。これは聞いたことがあるが、もう一回宣誓し直さなくていい。ここで宣誓して相互利用できるので、カードだけ換えられるとか、それぐらいで済むというのは聞いたことがあるのだけれども、この辺もちゃんと調べてみたほうが良いと思う。中途半端な回答になってしまい、申しわけない。

【会長】 ほかに何かあるか。どうぞ。

【副会長】 さきほど、ご紹介いただいた制度の中で、横須賀市の災害見舞金とか不妊治療などに対する支援などもパートナーシップ宣誓と連動させてやっているところで、一体武蔵野市で配偶者とか内縁とかということの定義で行われているものには、具体的にどんなものがあるのか、また、市の職員に対する制度として、配偶者とか内縁といったことを要件としているものがどのぐらいあるのかということを一覧アップしていただいて、その中で今回制度に取り込めるものがどのぐらいあるのかとか、要件と制度というのは大体連動もするので、どういう要件をつけることでどういう効果の射程にしていくのかということ議論することが必要だと思うので、その前提として一覧アップしていただいて、早めにリスト化されたものを見ながら議論を進められると良いと思う。

【男女平等推進担当課長】 副会長がおっしゃるのは、市役所の職員に対して、結婚祝金であるとか、介護の関係であるとか、そういったものが、配偶者または事実婚の相手に対してどういったものが認められているかをリストアップするということか。

【副会長】 一つは、市の職員に対するもので、もう一つは、市民に対して、その配偶者であるということとか、内縁であるということをや要件として今出されているサービスとかというものがあれば、それも一覧で見せていただいた上で、パートナーシップ制度と、ひもづけられるものがどのぐらいあるのか、という話ができればいいと思っているところである。

【会長】 そうした内容は、既にリストがあるのか。

【男女平等推進担当課長】 現状ではリスト化はしていない。なるべく速やかに用意したいと思う。

【会長】 では、事務局にリスト作成をお願いします。ほかに何かあるか。

【市民活動担当部長】 感想になるが、マイノリティ側ではなくて、マジョリティ側の意識改革というのが非常に重要だと思っている。こういった観点から今後進めていきたいと思っている。

【会長】 本日は渡辺委員に本当に示唆に富む話をいただき、たくさん議論もできた。また、これから何をすべきかだんだん見えてきたように思う。今後の議論の中でも渡辺委員には教えていただくことが多いと思うので、よろしく願いしたい。この度は御講演いただき、感謝する。

(拍手)

■議題（４） 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に向けて及び

武蔵野市多様性尊重に関する庁内研究会研究報告について

【会長】 では、議題４、武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に向けて及び武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会研究報告について、事務局より説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 まず資料３をご覧いただきたい。武蔵野市長より当審議会に対して、パートナーシップ制度導入に関することについての諮問をさせていただいている。諮問の内容として、昨年度行った、「武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会報告書」を送付させていただいている。こちらが資料４になっている。

資料４の説明に入る前に、市のこれまでの取組の経緯を、資料６「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に向けて」で説明させていただきたい。（１）武蔵野市のこれまでの取組だが、平成２９年４月に施行された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、全ての人が、互いに人権を尊重し、性別等に関わりなく、生き生きと暮らせるまちづくりを推進してきたところである。先ほど副会長から御紹介のとおり、この条例の「性別等」という言葉が、そもそも男女に二分されない多様な性の在り方を示している。平成２９年度に実施した「武蔵野市男女平等に関する意識調査」の中で、セクシュアル・マイノリティの人々の人権を守るために、どのような方策が必要かという設問で、「セクシュアル・マイノリティの方であっても不利な取扱いを受けな

いよう法律や制度を整備する」が最も多く回答された。その後、平成31年3月に策定された「第四次男女平等推進計画」において、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」が新たに基本施策に盛り込まれ、「パートナーシップ制度(仮称)の検討」が具体的施策に位置づけられた。その後、令和元年10月、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言」を市長が行い、「多様な性を生きる人々に対して支援等を行います」というのがこれからの取組として掲げられた。併せて、令和2年4月から10年間を計画期間とする「武蔵野市第六期長期計画」においても、「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」が基本目標に掲げられてきているところである。

では、資料4「武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会報告書」をご覧ください。1ページ、「パートナーシップ制度(案)導入にあたっての論点整理」である。審議会で議論いただきたい論点項目を挙げさせていただいている。

①制度導入の根拠規定については、制度を導入するとしたら、条例、要綱のどちらがふさわしいかということである。権利義務の制限が伴う場合は、条例が適切であるが、制限を伴わない場合は、要綱でも差し支えないということが議論された。条例の場合、新規でということも考えられるが、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の中に「性別等」ということで、多様な性に関する内容を想定しているので、条例の一部改正、条文を加えるというかたちも考えられる。研究会意見として、実効性を持たせる場合には、条例が望ましく、実効性を持たせるためには、市独自の施策の部分で、先ほど副会長から指摘があったように、例えば同性婚を事実婚と同様の効力を認めた場合に、どういうメリット、またデメリットがあるかということを示していかないと駄目ではないかという議論があった。メリットでは、先ほど例にあげられた市営住宅の入居などが考えられるが、デメリットとして、例えば、子ども関係の給付で、ひとり親を条件としているような場合に該当しなくなるということも考えられる、などということが議論された。

②公正証書を求めるか、求めないかというところだが、2015年に渋谷区と世田谷区で制度化されたときに、対照的な制度設計がなされた。ポイントのところに書かせていただいたが、同性同士のカップルの関係性や存在を尊重して、社会の中での生きづらさを軽減するためには、当事者の求めに応じて、公正証書の作成を望む方にも望まない方にも両方に対応できるというのではないかと、ということが議論された。

③異性間のパートナーシップというところである。異性間の内縁、事実婚を制度に

含めるかところであるが、異性間のパートナーシップについては、意見に書かせていただいたように、日本では法律婚主義を採っているなか、法律婚が不可能である同性パートナー以外の、事実婚を対象とした場合においては、制度を案内する窓口や、その案内方法等が難しいのではないかという意見が出された。同性パートナーは、婚姻制度の対象にならないので、自治体がサポートを行う意味があるのだが、事実婚の場合は、現状でも様々な権利、保護があるところで、どうなのかという意見が出された。

④有効性については、そもそもが、当該自治体を転出してしまうと制度の対象から外れるところがほとんどなので、有効性を検討する必要があるかという意見もあったが、パートナー関係を解消した場合に、届け出る仕組みとするべきだが、届出がない場合を考慮して、有効期限を設けるという考え方もあるという意見である。

⑤通称名を使用するかどうかは、ポイントに書いたように、性自認と同一であり、日常生活で使用している氏名である通称名を尊重する必要があるのではないかという議論がなされた。

さらに追加論点として、手数料について、手続の方法について、といったことも議論された。

3 ページ以降がパートナーシップ制度導入状況で、データの部分である。(1) パートナーシップ制度導入自治体は、研究会の時点では34自治体であったが、現在51自治体と聞いている。(2) 制度の根拠規定、この中では1番の渋谷区、16番の岡山県の総社市、20番の豊島区が条例で行われている。この表に入っていない港区も条例である。(3) 交付件数だが、1番の渋谷区が40組で、2番の世田谷区が110組、目立つところとしましては、8番目の大阪市が165組となっている。ただし、渋谷区と世田谷区に関しては、渋谷区の人口が約22万人で、世田谷区が94万人近くということから、世田谷区の人口が倍以上ということを考慮すると、一概に世田谷区の制度の方が、より当事者にとって、受け入れられているとも言えないと考えている。

(4) パートナーシップ制度により、配慮を求めている、効果を期待していることということだが、ここに住居関係、病院関係、その他の生命保険の受取人や、携帯電話の家族割引のことなどにふれている。

7 ページ以降は、「パートナーシップ制度申請手続きに関する条件等」をお示しした。13 ページ以降に参考として、渋谷区、世田谷区、中野区、江戸川区、豊島区、府中市といった都内自治体の具体的な手続きのながれが書いてある。以上が庁内研究会の

報告書である。

再度、資料6の最後のページをご覧いただきたい。「武蔵野市のパートナーシップ制度導入のイメージ」という図があるが、庁内研究会報告書の論点整理の部分をイメージ図として作ったのが、この図になっている。説明は以上である。

【会長】 委員の皆さんから、何か質問、意見等はあるか。渡辺委員、いかが。

【委員】 これから議論していく内容だと思うので、質問という形では今のところない。話したいことはたくさんあるけれども、また皆さんと一緒に議論していければ良いと思う。

【会長】 では、次回またお願いしたい。

■議題（5）その他

では、議題5、その他である。事務局から次回の確認と、情報提供や事務連絡があれば、お願いする。

【事務局】 第2回は、先ほどスケジュールで説明させていただいた6月末から7月上旬の日程で組んでいきたい。次回もWEB会議での実施を考えている。新型コロナウイルス感染症対策の状況も日々変わっているので、改めて委員の皆様の御都合を伺い、調整させていただきたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

事務局からは以上である。

【会長】 では、以上で令和2年度第1回審議会を閉会する。

— 了 —